

下水汚泥収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は、京都府（以下「委託者」という。）が管理する浄化センターから排出される下水汚泥を収集し、委託者が指定する処理処分先（以下「運搬先」という。）へ運搬する収集運搬業務（以下「業務委託」という。）について定めたものである。

第1条 委託業務の内容

- 1 業務の名称
木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その3）
流5洛南第12-01号のB-10
- 2 対象品目（汚泥形態）
下水汚泥（乾燥）
- 3 委託期間
契約日から令和6年10月31日まで
ただし、契約日から令和5年9月30日までを業務開始準備期間とする。
また、収集場所からの搬出期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。
なお、積替保管は行わないこと。
- 4 予定数量
500 t
なお、予定数量は入札公告時点での見込量であり、予定数量から増減する可能性があり、確定量ではない。
- 5 収集場所（下水汚泥積込場所）
八幡市八幡焼木地内 洛南浄化センター
- 6 運搬先
本業務を共同受託又は単独受託した処分業者が所有する処理処分施設

第2条 契約履行について

受託者は第1条に示す業務を履行するにあたり、次の条件を満たさなければならない。

- 1 収集運搬車両等
使用する収集運搬車両（以下「車両」という。）は、コンテナ又はダンプトラック仕様とし、詳細は次のとおりである。ただし、コンテナを使用する場合の運搬には、自動車以外の車両（船舶・鉄道等）を使用できる。
 - (1) 10 t車以上の車両であること。
なお、10 t車とは、最大積載重量10 t前後の車両を言う。
 - (2) 道路運送車両法に定める検査に適合し、検査後改造していない車両であること。
 - (3) 第1条第5項及び第6項に示す敷地、施設建屋内等に車両を進入させ、下水汚泥（固形分・水分問わず）を落下又は飛散させることなく、搬出・搬入が可能な車両形状であること。
 - (4) 運搬ルートにおける道路法及び道路交通法等に定める制限内の車両、制限外にあっては許可されている車両であること。
 - (5) ダンプアップが可能であること。

(6) 落下及び飛散による下水汚泥の流出防止（固形分・水分を問わず）並びに臭気対策のため、荷台部は次の要件を満たすこと。

ア 天蓋・パワーシート等で荷台全部を覆うことが可能であること。

イ 天蓋等の開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシート等で完全密閉が可能であること。

2 収集日時

(1) 1日又は1ヶ月当たりの収集運搬回数

予定数量、指示時点の下水処理状況、処理処分施設の受入能力及び意見等を総合的に判断し、監督職員が月間搬出計画書等により別途指示する。

指示にあたっては、受託者は次の項目について意見を述べ、委託者は下水汚泥の排出者としてこの意見を参考に指示する。なお、意見は書面で行うものとする。

ア 車両状況等

イ 収集運搬日時及び1日又は1ヶ月当たりの収集運搬回数等について直接関係業務受託者間で調整した結果

ウ その他受託者が特に述べたい意見

(2) 1日当たりの収集運搬回数は、1回から2回を想定している。

(3) 収集場所での積み込みは、原則として、深夜早朝を除く月曜日から土曜日とする。

ただし、事前協議により、それ以外の日時も可能とする。

(4) 収集運搬の日は、発注者の指定をもとに、発注者と受託者が協議のうえ決定する。

(5) 収集運搬日時、回数、量等は、浄化センターの下水処理状況、下水処理設備の点検整備、修繕工事及び事故故障状況若しくは運搬先の都合等により変動する可能性があり、監督職員の指示と異なる場合がある。

また、緊急時においては、事前協議なしに運搬先搬入受入日時以外の搬入を指示する場合があるので対応すること。

第3条 法令等遵守事項

受託者は、業務履行に当たり、以下の法令等を遵守し、適正に収集運搬を行わなければならない。なお、業務履行中に発生した事故等については、その原因が委託者の責めに帰すべき場合を除き、受託者が責任を負わなければならない。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

2 道路交通法等の運搬関係法令

特に、自動車検査証に記載している最大積載量を超えて運搬しないこと。

3 コンテナ運搬に自動車以外の車両（船舶・鉄道等）を使用する場合は、それらの関係法令

4 計量法

5 その他運搬先自治体の条例を含めた関係法規

第4条 その他注意事項

1 本業務を処分業者と共同受託した場合にあっては、収集運搬及び処理処分を行う事業者間で十分協議し、協力して業務を履行すること。特に、収集及び搬入の予定時間については、十分に調整を行い、運搬ルート of 交通事情等で予定時間がずれる場合は、連絡し予定時間調整等の対応をすること。

また、浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び処理処分業務を受託する者が他にもいるため、当該事業者とも協力して業務を履行すること。

- 2 第1条第5項及び第6項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルートの道路等（航路及び鉄道を含む。）において、これらの近隣関係者等とトラブルが生じないよう十分注意し、安全な運搬に努めること。
 - (1) 第三者との間にトラブル（交通事故を含む。）が生じた場合は、速やかに自らの責任で対処し、必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて報告（速報として、電話等の口頭やメールでも可。）しなければならない。
 - (2) 運搬中、第1条第5項及び第6項で示す収集場所及び運搬先の敷地内並びに運搬ルート上に下水汚泥を落下又は飛散させないこと。

万一、落下又は飛散させた場合は、速やかに清掃、消毒、消臭し、運搬ルートの管理者等（道路管理者）や必要に応じて関係官庁に通報し、それら一切を書面にて委託者に報告（速報としての電話等の口頭やメールでも可。）すること。
- 3 業務委託した下水汚泥に異物が混入すると処理処分及び処理処分過程で実施する下水汚泥成分分析に支障を来す恐れがあるため、原則として、使用する車両は下水汚泥専用とすること。

また、車両の部品が荷台に落下しないよう定期的に車両を点検するとともに、下水汚泥の積込前には荷台内に異物がないかどうか必ず目視点検し、必要に応じて清掃すること。
- 4 収集運搬量は、その都度トラックスケール等で計量し、日収集運搬量はその合計値とする。
- 5 運搬先の都合又は運搬ルートの交通事情等のため、搬入予定日時に搬入できない場合は、搬入時間の調整を行うこととし、搬入時間の調整にあたっては、廃棄物処理法や道路交通法等々関係法令に抵触しないようにし、第三者とトラブルを起こさないようにすること。
- 6 運搬設備（廃棄物の積替設備や車両等）の故障等のため収集運搬が一時的に不可能となる等緊急時には、原則として受託者が再委託する等により受託業務を継続するよう努めなければならない。ただし、風水害、地震等の自然災害による場合は、委託者と受託者の両者で協議して対処する。
- 7 次の場合は運搬先が変わる場合があるので、協議の上、変更契約をする。

受託者は協議において変更契約を拒否することができる。なお、変更契約締結を拒否した場合は今後の入札に関して不利益を与えないが、当該収集運搬業務委託契約を解除する場合がある。

 - (1) 別途契約している運搬先と契約解除し新たな運搬先と契約した場合
 - (2) 別途契約している運搬先との契約はそのまま、一時的に新たに別の運搬先と契約した場合

第5条 提出書類

- 1 作業計画書

作業計画書には次の記載をすること。

 - ・受託業務概要
 - ・運搬体制表及び窓口等連絡先

緊急時に委託者から連絡する場合の窓口等連絡先で夜間休日も含む。
 - ・緊急時の体制

事故、故障等、緊急時の受託者内の連絡網を含む。（運搬体制表及び窓口等連絡先と兼ねても良い。）
- 2 その他運搬先の自治体が求める書類
- 3 許可証の更新等

委託期間内に、廃棄物処理法第14条第1項の許可の有効年月日が到達する場合は、遅滞なく更新しなければならない。

また、更新又は許可証の記載内容に変更があった場合は、速やかに許可証の写しを委託者に提出しなければならない。

第6条 委託料の請求について

受託者は、収集運搬が完了した月の収集運搬量を確定し、それに対する次の関係書類を委託者に提出し、委託者の検査に合格した場合には、受託代金を請求することができる。

- 1 実績報告書
- 2 請求書（請求内訳を含む。）
- 3 電子マニフェストの処分終了報告

第7条 再委託

1 受託者は、廃棄物処理法第14条第16項のただし書きの規定により本委託業務の一部を他の者に再委託する場合は、廃棄物処理法及び関係法令の規定に基づく「再委託承諾願」を事前に提出し、府の承諾を得なければならない。

なお、「再委託承諾願」には、再委託先に関する第5条第1項に示す書類を添付すること。

- 2 再委託について廃棄物処理法、関係法令及び本委託契約（本仕様書を含む。）に基づき実施しているか確認するので、受託者は、再委託契約後速やかに再委託契約書の写しを提出すること。ただし、確認に必要のない部分の開示及び写しの提出は不要とする。
- 3 受託者は、本委託業務を他の者に再委託する場合、再委託となる者に本仕様書及び契約内容を熟知させ、遵守するよう指導しなければならない。
- 4 受託者は、再委託の内容に変更が生じた場合は、直ちに府の承諾を得て、変更後の内容で本条の1及び2の手続きを行うこと。

第8条 マニフェスト

下水汚泥の処理に際して必要な産業廃棄物管理票は電子マニフェストを使用するので、JWNETに加入し、電子マニフェストシステムが利用できること。

第9条 その他

本仕様書に定めのない事項は、受委託者間で協議の上、監督職員が指示する。